

# 岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## I 章 一般事項

### 1 事業の趣旨

岩見沢市（以下「発注者」という。）は、令和4年9月に策定した「岩見沢市新病院建設基本計画」を踏まえて、令和5年3月に岩見沢市新病院建設工事基本設計業務委託契約を締結し、令和5年11月に基本設計書（案）をまとめたところである。

また、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合により、将来にわたって住民に信頼される地域の中核病院として、安全で質の高い医療を持続的に提供することが必要であり、岩見沢市新病院の事業スケジュールを遅延させることなく、また、事業費内での建設を確実なものとするために、設計段階から施工者が関与するECI方式を採用することが効果的であると判断した。

そこで、設計業務に対する技術協力を通じて、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、滞りなく事業を実施することを目的として、優先交渉権者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により特定する。

### 2 用語の定義

#### (1) 乙型JV

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下「各工事」という。）を担当する特定建設工事共同企業体（以下「甲型JV」という。）を構成員とする、異業種特定建設工事共同企業体をいう。

#### (2) 施工予定者

本プロポーザルによって優先交渉権者と特定された者を代表者とした乙型JVであり、発注者と「岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務」（以下「本業務」という。）の契約を締結し、「I 章 1 事業の趣旨」の目的を果たすために、実施設計時において発注者及び実施設計者と協働し、高度な技術提案、バリューエンジニアリング（以下「VE」という。）及びコストダウン（以下「CD」という。）による提案（以下「VE/CD提案」という。）並びに施工実施方針等を実施設計に反映させるため、発注者及び実施設計者へ技術協力を実施する者をいう。

なお、実施設計完了後に提出する新病院建設工事（以下「本工事」という。）の見積金額が、本業務契約締結時に発注者と施工予定者において合意した工事費（以下「合意金額」という。）の範囲内であった場合、発注者は施工予定者との工事請負契約の締結を予定している。

#### (3) 審査委員会

本プロポーザルにおいて、優先交渉権者及び次点者の特定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する、岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定公募型プロポーザル審査委員会をいう。

#### (4) 三者協議会

高度な技術提案及びVE/CD提案の採否並びにその他技術的事項を検討するため、発注者、実施設計者及び施工予定者の三者により組織する「新病院建設工事技術協力協議会」をいう。

### 3 工事参考価格（工事費上限額の目安）

30,760,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

工事概要の詳細は「資料5 業務仕様書」を参照すること。

#### 4 施工予定者選定の概要

##### (1) 事務局及び受付窓口

ア 事務局 : 岩見沢市立総合病院 事務部 新病院整備室  
 イ 受付窓口 : 岩見沢市 企画財政部 契約検査管理課  
 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
 岩見沢市庁舎 3階 51番窓口  
 電話 : 0126-23-4111 (内線3242)  
 ダイヤルイン : 0126-35-4859  
 メールアドレス : keiyaku@city.iwamizawa.lg.jp

##### (2) 選定方法

企業が持つ高度な技術を設計に反映させるため、参加表明書を提出した者（以下「参加希望者」という。）のうち、発注者が定める参加資格要件を満たす者に対して、VE/CD提案及び技術提案（以下「技術提案等」という。）を求め、提出された技術提案等について実施するプレゼンテーション及びヒアリング並びにVE/CD提案採用後の概算工事費によって総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

##### (3) 実施スケジュール

区分	項目	日程
公 告	本プロポーザルの公告	令和5年12月5日（火）
参加表明書	実施要領の配布期間	令和5年12月5日（火）～12月21日（木）
	参加表明に関する質疑受付期間	令和5年12月5日（火）～12月11日（月）
	質疑に対する回答期限	令和5年12月15日（金）正午
	参加表明書及び各種誓約書の提出期限	令和5年12月21日（木）午前11時
	参加資格要件の審査結果通知	令和5年12月26日（火）
参加辞退届	参加辞退届の提出期限	令和6年1月5日（金）午前11時
VE/CD提案及び 技術提案	基本設計書（案）の配布	令和6年1月9日（火）～1月12日（金）
	技術提案等に関する質疑受付期間	令和6年1月9日（火）～1月19日（金）
	質疑に対する回答期限	令和6年1月26日（金）正午
	概算工事費見積（VE/CD提案採用前）及び VE/CD提案書、技術提案書の提出期限	令和6年3月7日（木）午前11時
評 価	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年3月下旬（予定）
	VE/CD提案の採否通知	令和6年3月下旬（予定）
VE/CD提案採用後の 概算工事費見積	概算工事費見積（VE/CD提案採用後） の提出期限	令和6年4月上旬（予定）
最終評価	最終評価結果の通知	令和6年4月中旬（予定）
契約等	各JV申請書の提出	令和6年4月中旬（予定）
	三者協定及び本業務契約締結	令和6年4月下旬（予定）
	工事請負契約締結	令和7年5月上旬（予定）

#### (4) 書類の提出方法

ア 各提出書類は、(3) 実施スケジュールに記載の期限までに「I章 4 施工予定者選定の概要 (1) イ」に記載の受付窓口まで持参により提出すること。なお、郵送による提出は認めない。ただし、各提出書類において別途定める場合はこれによらない。

イ 受付窓口の持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。また、最終日は午前11時まで必着）とする。

#### (5) 審査委員会

審査委員会は、下記の審査委員で構成する。なお、審査委員会は、会議の公平かつ円滑な運営のため、非公開とし、審査経過及び講評は報告書形式で取りまとめたものを岩見沢市立総合病院ホームページ（以下「当院HP」という。）で公開する。

審査委員（順不同・敬称略）

氏名	所属・職名
笥 淳夫	工学院大学 建築学部 学部長・教授
石橋 達勇	北海学園大学 工学部建築学科 教授
渡辺 亮	岩見沢市副市長
小倉 滋明	岩見沢市立総合病院 院長
高橋 典彦	岩見沢市立総合病院 副院長
原田 和幸	岩見沢市立総合病院 事務部長
坂野 靖文	岩見沢市 建設部長
池田 文隆	岩見沢市 建設部 建築課長

※審査委員会構成内訳 技術系委員：5名、医療系委員：2名、事務系委員：1名

## 5 工事請負契約までの過程

本プロポーザルにおける優先交渉権者特定後、工事請負契約までの過程は次のとおり。

- (1) 優先交渉権者として特定された者は、各甲型JV及び乙型JV（以下「各JV」という。）に係る協定を締結したうえで、発注者へ各JVに係る申請書を提出し、発注者が認めた場合、各JVを結成する。なお、各JVに係る構成員の要件などの詳細は、「I章 8 各JVの構成に関する事項」による。
- (2) 発注者は、優先交渉権者を代表者とする乙型JVとの間で工事費上限額について合意のうえ、実施設計者を含む三者が相互に協力して実施設計を円滑に完成させるための協定（以下「三者協定」という。）及び本業務契約を締結する。
- (3) 発注者、実施設計者及び施工予定者は、実施設計業務の期間中に施工予定者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させるため、三者協議会を組織する。
- (4) 本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者により採択された技術提案等をもとに、工法や仕様等について三者協議会において協議する。
- (5) 発注者は、発注者が認めた実施設計図書に基づく施工予定者からの見積書を徴取し、その金額が合意金額の範囲内であった場合は、工事期間等の契約条件を確認の上、岩見沢市工事契約約款に基づき工事請負契約を締結する。
- (6) 優先交渉権者が、乙型JV協定、三者協定及び本業務契約の締結前に「I章 7 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合、原則として、優先交渉権を失い、三者協定及び本業務契約は締結しないものとする。

- (7) 発注者は、優先交渉権者がその効力を失った場合又は優先交渉権者を代表者とする乙型JVと三者協定を締結できない場合は、次点者に優先交渉権を与えるものとする。次点者も効力を失うなどした場合は、優先交渉権者及び次点者を除く参加希望者のうち、評価結果の順位が上位であった者から順に、交渉を行う。なお、優先交渉権者等は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、これにかかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 施工予定者と工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、施工予定者が発注者に引き渡した成果物を使用することができる。ただし、本業務により実施設計に採用された施工予定者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については施工予定者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む。）の使用及びそれらの使用料の支払いについて協議することがある。
- (9) なお、本工事に係る令和6年度以降の予算が議決されなかった場合、又は歳出予算が減額若しくは削除された場合には、本工事の契約締結を中止し、又は契約を解除することがある。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

## 6 技術協力業務の概要

### (1) 業務名

岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務

### (2) 見積上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (3) 業務期間

本業務契約締結日の翌日から工事請負契約日の前日又は工事費等の合意の不成立が確定した日まで

### (4) 業務内容等

「資料5 業務仕様書」を参照すること。

### (5) 支払条件

完了後一括払い

### (6) その他

ア 本業務期間に発生する費用は、すべて施工予定者の負担とする。

イ 本プロポーザルの公告以降、本業務完了までの間に、医療機能の見直し等により基本設計書（案）の与条件等及び合意金額に変更が生じる場合があるが、発注者の決定方針に従い本業務を遂行すること。

ウ 本業務に係る令和6年度及び令和7年度予算が議決されなかった場合、又は歳出予算が減額若しくは削除された場合には、本業務の契約締結を中止し、又は契約を解除することがある。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

## 7 参加資格要件

参加希望者は、次の要件を全て満たしていること。なお、参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、特定建設業の許可を受けていること。

- (4) 令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、建築工事の入札参加資格がA等級であること。
- (5) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に参与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (9) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 単体企業での参加とすること。

なお、優先交渉権者として特定された者は、三者協定及び本業務契約の締結までに、各JVに係る協定を締結したうえで、発注者へ各JVに係る申請書を提出し、発注者が認めた場合、各JVを結成する。各JVに係る構成員の要件などの詳細は、「I章 8 各JVの構成に関する事項」による。

- (13) 本業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所等が令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは、指名停止期間中でないこと。
- (14) 本工事期間中に、建設業法に基づき現場代理人及び監理技術者を適正に配置できること。
- (15) 元請負人として、平成25年4月1日以降に竣工した公共工事における施工実績を有すること。
- (16) 元請負人として、平成25年4月1日以降に竣工した国内の病院（病床数300床以上に限る。）の新築又は増築工事の設計（技術協力を含む。）又は施工実績を有すること。ただし、増築の場合にあっては、増築部分が病床数300床以上の規模のものに限る。

なお、免震構造や多雪区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書きによる。）における延床面積10,000㎡以上の規模の建物の設計（技術協力を含む。）又は施工実績を有する場合は、加点评価とする。

(17) 下記に示す技術者をすべて配置すること。

配置技術者		必要資格等	業務実績	兼任の可否
技術協力責任者		一級建築士又は 1級建築施工管理技士	「I章 7 参加資格要件(16)」に示す実績において、設計者(技術協力含む。)、監理技術者又は主任技術者として従事した実績があること。	可
技術協力担当者	建築	一級建築士	設計又は施工における担当業務の経験年数が5年以上であること。 また、技術協力責任者の業務実績欄に記載の業務に従事した経験を有する場合は記載すること。	可
	構造	一級建築士又は 構造設計一級建築士		不可
	電気設備	建築設備士又は 設備設計一級建築士		不可
	機械設備	建築設備士又は 設備設計一級建築士		不可
	積算	建築積算士		不可
監理技術者		一級建築士又は 1級建築施工管理技士	「I章 7 参加資格要件(16)」に示す実績において、設計者(技術協力含む。)、監理技術者又は主任技術者として従事した実績があること。	可
プロジェクト責任者		技術協力責任者または監理技術者のいずれか		可

- ア 「技術協力責任者」及び「各技術協力担当者」については、本業務期間に配置すること。
- イ 「監理技術者」については、工事期間に専任配置すること。
- ウ 「プロジェクト責任者」について、本業務期間及び工事期間に配置し、すべての関係者の窓口となつて、対応・調整に当たること。
- エ 「技術協力責任者」及び「監理技術者」について、参加表明書の提出時において所属する建設業者との間に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

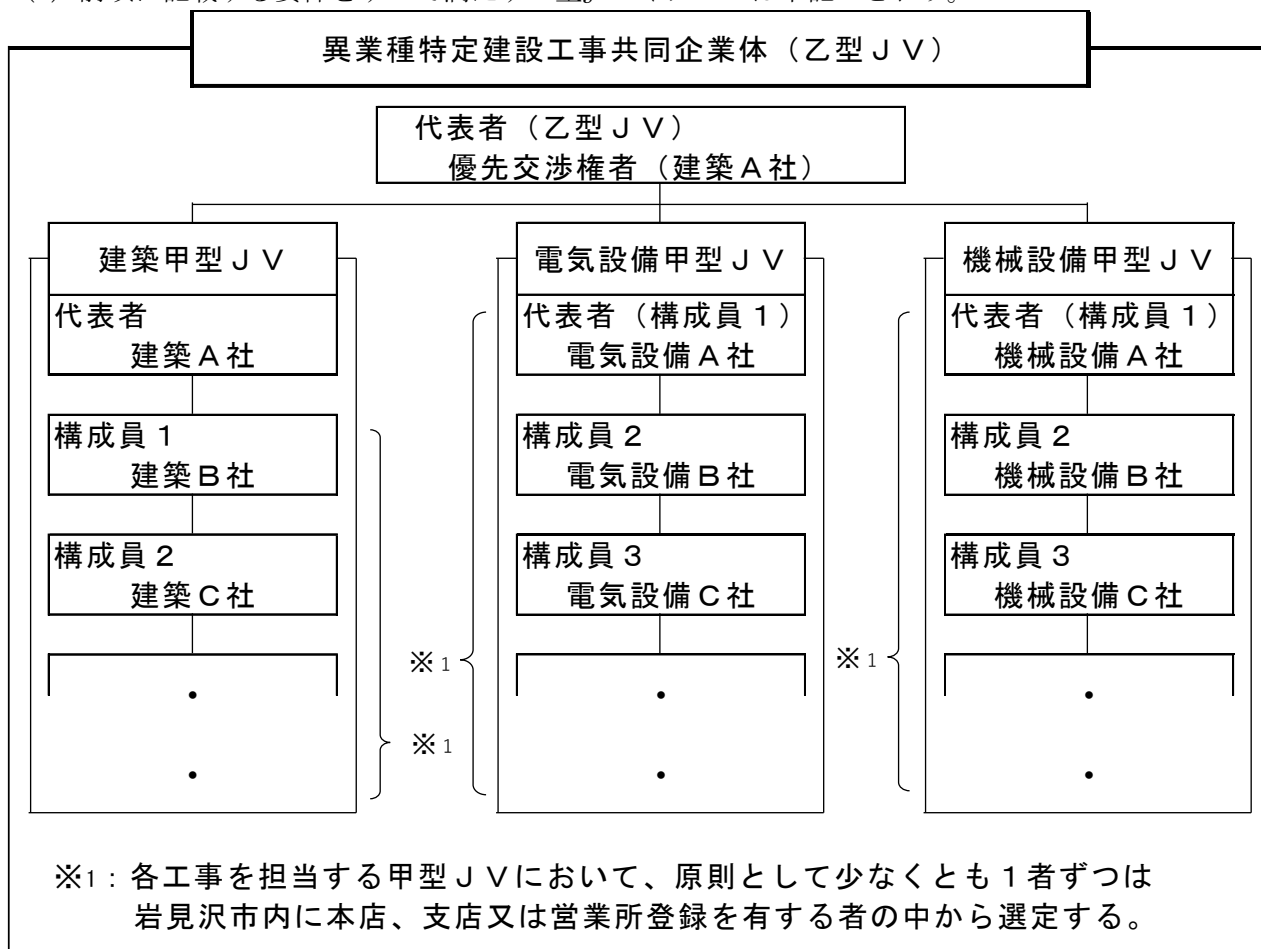
## 8 各JVの構成に関する事項

(1) 優先交渉権者は、次に掲げる要件をすべて満たした各JV協定を締結し、各JVを結成すること。

- ア 優先交渉権者は、乙型JVの代表者とし、建築工事を担当する甲型JVの代表者を兼ねること。
- イ 各工事を担当する甲型JVにおいては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - ① 各代表者は、建設業法第3条の規定により、特定建設業の許可を受けていること。
  - ② 各代表者の出資比率が構成員中最大であること。
  - ③ すべての構成員は、令和5・6年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、該当する工事の入札参加資格がA等級であること。
  - ④ すべての構成員は、担当する工事種別において、元請負人として平成25年4月1日以降に施工した公共工事における実績を有すること。
  - ⑤ 原則として、構成員のうち少なくとも1者ずつは、岩見沢市に本店、支店又は営業所登録を有する者の中から選定すること。
  - ⑥ 構成順位がそれぞれ最下位の構成員の出資比率は、各代表者を含めた構成員数に応じて下記以上とし、適切に定めること。

- 2者の場合 20.0%
- 3者の場合 10.0%
- 4者以上の場合 5.0%

(2) 前項に記載する要件をすべて満たす乙型JVのイメージは下記のとおり。



(3) 各JV申請書の提出先及び提出期限は、優先交渉権者へ別途通知する。

## 9 実施要領及び基本設計書（案）の配布

(1) 配布期間

「I章 4 施工予定者選定の概要（3）」による。

(2) 配布方法

ア 実施要領

受付窓口にて配布するほか、当院HPからのダウンロードにより配布する。

イ 基本設計書（案）

受付窓口にてデータ（CD-R）で配布する。なお、基本設計書（案）として、基本設計に係る各種計画について記載された「基本設計説明書（案）」及び「基本設計図（案）」の配布を予定している。

(3) 配布対象

基本設計書（案）の配布対象者は、参加希望者のうち、発注者が定める参加資格要件を満たすと認められた者（以下「参加要請者」という。）に限る。

## 10 参加表明及び技術提案に関する質問書の提出等

### (1) 提出期限

「I章 4 施工予定者選定の概要 (3)」による

### (2) 提出方法及び提出先

ア 質問書(様式1A、1B)を作成し、「I章 4 施工予定者選定の概要 (3) イ」に記載する受付窓口のメールアドレスに添付ファイル(Excelデータ)で送付すること。他の方法による質疑は受け付けない。

イ 件名は「【●●】岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定質問書」(●●は会社名)とすること。

### (3) 回答期限

「I章 4 施工予定者選定の概要 (3)」による

### (4) 回答方法

当院HPに随時掲載する。

## 11 その他

(1) 本事業の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、参加表明書並びにVE/CD提案及び技術提案に係る書類(以下「技術提案書等」という。)の審査を行うため、必要な範囲において複製することがある。

(5) 提出された書類は、参加希望者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例(平成14年条例第2号)に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 本プロポーザルに関し、参加希望者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。

(7) 施工予定者は、関連する他の業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

(8) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、又は発注者が指示するものは除く。

(9) 審査を公平に行うため、技術提案書等のうち、様式10B、様式10C及び様式11Bには参加希望者が特定又は類推できる記述(自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等)は記載しないこと。

(10) 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも「記載に該当する内容がありません。」等と記載のうえ提出すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。

(11) 本プロポーザルに関する事項について、内容に変更又は追加がある場合は、参加希望者に対して別途通知する。



## Ⅱ章 参加表明

### 1 提出書類の内容等

#### (1) 提出書類

次の各様式に加えて、各様式の備考欄に記載の資料も提出すること。

ア (様式2) 参加表明書

連絡責任者欄は、参加希望者の連絡窓口として常時連絡がとれる者を記載すること。

イ (様式3) 暴力団等に該当しないことの誓約書

ウ (様式4) 秘密保持に関する誓約書

エ (様式5) 会社概要

オ (様式6) 会社の同種工事等実績調書

カ (様式7) 配置予定技術者調書

#### (2) 記載上の注意事項

ア 各様式について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、記載欄が不足する場合等には、適宜記載事項を追加すること。

イ 提出書類は、片面印刷とし、上下左右の余白は30mm程度とすること。

ウ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

#### (3) 提出期限及び提出先

「Ⅰ章 4 施工予定者選定の概要 (3)、(4)」による。

#### (4) 提出方法と提出部数

ア 様式ごとに書類を順番にまとめ、A4縦のファイル(左綴じ)に綴ること。(A3の書類がある場合は片袖折りで綴じ込むこと。)

イ 各様式の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。

ウ 計10部(ファイル綴りのものを1部、写しとして左上1か所をステープラー(ホチキス等)留めとしたものを9部)及びデータ(提出書類をPDF化し、CD-Rに保存したもの)を提出すること。

### 2 参加資格要件審査結果通知

参加希望者について、「Ⅰ章 7 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、「Ⅰ章 4 施工予定者選定の概要 (3)」に記載する期限までに、次に掲げる事項を記載した「参加資格要件審査結果通知書」を送付する。

(1) 参加要請者にあつては、参加資格要件を満たす旨並びに技術提案書等の提出を要請する旨

(2) 参加資格を満たさないと認められた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨とその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

### 3 参加辞退届

参加要請者が参加を辞退したい場合、次に定めるところにより参加辞退届を作成し提出すること。

#### (1) 提出書類

(様式8) 参加辞退届

#### (2) 提出期限及び提出先

「Ⅰ章 4 施工予定者選定の概要 (3)、(4)」による。

## Ⅲ章 概算工事費見積書（VE/CD提案採用前）

### 1 提出書類の内容等

#### (1) 提出書類

- ア （様式9A）概算工事費見積書（VE/CD提案採用前）
- イ （様式9B）概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用前）

#### (2) 記載上の注意事項

- ア 各様式について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、記載欄が不足する場合等には、適宜記載事項を追加すること。
- イ 提出書類は、片面印刷とし、上下左右の余白は30mm程度とすること。
- ウ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

#### (3) 提出期限及び提出先

「Ⅰ章 4 施工予定者選定の概要（3）、（4）」による。

#### (4) 提出方法と提出部数

- ア 様式ごとに書類を順番にまとめ、A4縦のファイル（左綴じ）に綴ること。（A3の書類は片袖折りで綴じ込むこと。）
- イ 各様式の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。
- ウ 計10部（ファイル綴りのものを1部、写しとして左上1か所をステープラー（ホチキス等）留めとしたものを9部）及びデータ（提出書類をPDF化し、CD-Rに保存したもの）を提出すること。

### 2 概算工事費見積書（VE/CD提案採用前）の作成

#### (1) 概算工事費見積書（VE/CD提案採用前）

概算工事費見積において見込む費用は、基本設計書（案）に示す工事範囲を対象とした下記のとおりとする。ただし、別途発注するエネルギーサービス（以下「ES」という。）事業に係る工事は除く。

- ア 建築工事費
- イ 電気設備工事費
- ウ 空気調和設備工事費
- エ 給排水衛生設備工事費
- オ 昇降機・搬送設備工事費
- カ 外構・造成工事費
- キ モックアップ（外来診察室）及びモデルルーム（個室及び2床室の2パターン）の製作費
- ク その他経費（北海道建設部営繕工事積算要領に記載された共通費の内容に係る費用）

#### (2) 概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用前）

様式に記載している項目ごとに工事費及び共通費を入力すること。項目が不足している場合には、適宜、当該様式に記載欄を追加すること。

### 3 概算工事費見積書作成の留意事項（VE/CD提案採用前・後共通）

- (1) 基本設計書（案）で示す工事内容を理解したうえで、基本設計書（案）で示されていない内容に関しても、参加希望者の経験や実績に基づいて、工事の完成のために必要となるすべての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書に反映すること。
- (2) 概算工事費見積書の作成にあたり、見積りの協力を依頼する企業に対しては、情報漏洩に十分注意するよう指導すること。

## IV章 VE/CD提案

### 1 提出書類の内容等

VE提案は、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

また、CD提案は、参加希望者の経験や実績に基づいて、本事業の更なる合理化に寄与する提案を行うこと。

#### (1) 提出書類

- ア (様式10A) VE/CD提案提出書
- イ (様式10B) VE/CD提案総括表
- ウ (様式10C) VE/CD提案書

#### (2) 記載上の注意事項

- ア 各様式について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、記載欄が不足する場合等には、適宜記載事項を追加すること。
- イ 提出書類は、片面印刷とし、上下左右の余白は30mm程度とすること。
- ウ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。なお、イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。

#### (3) 提出期限及び提出先

「I章 4 施工予定者選定の概要 (3)、(4)」による。

#### (4) 提出方法と提出部数

- ア 様式ごとに書類を順番にまとめ、A4縦のファイル(左綴じ)に綴ること。(A3の書類は片袖折りで綴じ込むこと。)
- イ 各様式の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。
- ウ 計10部(ファイル綴りのものを1部、写しとして左上1か所をステープラー(ホチキス等)留めとしたものを9部)及びデータ(提出書類をPDF化し、CD-Rに保存したもの)を提出すること。ただし、様式10Bについては、Excelデータも併せて提出すること。

### 2 VE/CD提案書の作成

#### (1) VE/CD 提案総括表

提出されたすべてのVE/CD提案の総括表として、工種別(建築、構造、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、昇降機・搬送設備、外構・造成及びその他)に分類し、必要事項を記入のうえ提出すること。

#### (2) VE/CD 提案書

- ア VE/CD 提案ごとに提出すること。
- イ 次に掲げる事項を各 VE/CD 提案書に記載すること。
  - ① 基本設計書(案)に定める内容と VE/CD 提案の内容の対比による提案内容の説明
  - ② VE/CD 提案が採用された場合の工事費低減額(諸経費・消費税及び地方消費税を含む。)
  - ③ 発注者が別途発注する ES 工事との関係
  - ④ 工業所有権等の排他的権利を含む VE/CD 提案である場合、その取扱いに関する事項
  - ⑤ VE/CD 提案が採用された場合に留意すべき事項(同時成立しない VE/CD 提案を含む。)
- ウ 諸経費は、VE/CD 提案ごとに計上すること。

### 3 VE/CD提案書作成の条件

- (1) VE 提案は、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。
- (2) CD 提案は、参加希望者の経験や実績に基づいて、本事業の更なる合理化に寄与する提案を行うこと。
- (3) VE/CD 提案はいずれも、1 項目あたりの工事費低減額が 1,000,000 円（諸経費・消費税及び地方消費税を含む）以上のものを対象とし、最大提案数の制限はしない。
- (4) 複数の VE/CD 提案項目を統合させた提案について、不採用の項目が 1 項目以上ある場合、その提案項目のすべてが不採用となるので注意すること。
- (5) 次に該当するものは、原則として VE 提案の対象とすることができない。ただし、総合的に大きな効果が得られると認められる場合については、この限りではない。
  - ア 法令等に抵触する恐れのあるもの
  - イ 防災性・安全性が低下するもの
  - ウ 構造性能の低下を伴うもの
  - エ 基本設計書（案）に示す機能・性能・品質が低下するもの
  - オ 配置計画・平面計画・仕上げ・外観デザインにおいて機能・性能・品質が低下するもの
  - カ 面積（延床面積、主要諸室面積）・高さ（階高、天井高）・有効幅員に関わるもの
  - キ 設備計画において機能・性能・品質が低下するもの
  - ク 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
  - ケ 工事中の騒音・振動が大きく増加するもの
  - コ 環境負荷が大きく増大するもの
  - サ 維持管理の困難さや過度なメンテナンスコスト又はランニングコストの増加をもたらすもの
  - シ 医療機能の低下に関連すると予想されるもの
  - ス 本工事範囲から別途発注工事への単純な工事範囲変更や建設工事全体のコストの低減につながらないもの（工事範囲変更について、別途発注工事における具体的な資金調達提案やそれに代わる同等な提案が含まれ、工事費削減に対して総合的に効果が大きいと考えられるものについては除く。）
  - セ ES 事業の内容を制限するもの
  - ソ その他適正な履行がなされない恐れのあるもの
- (6) CD 提案については、VE 提案に該当せず、かつ (5) エ、オ、カ、キに該当する事項について、参加希望者の経験や実績に基づき、本事業の更なる合理化に寄与する提案を求める。

### 5 VE/CD提案書作成の留意事項

- (1) VE/CD 提案の責任の所在
  - ア 本プロポーザルにおいて採用された VE/CD 提案について、提案した者でなければ設計できない技術、又は実施設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案した施工予定者を「その他の設計者」とする。
  - イ 前項において、提案した施工予定者が確認申請上の「その他の設計者」となりえない事情がある場合は、同技術は採用しない。
- (2) 採用された VE/CD 提案の担保  
施工予定者は、本業務期間中、採用された VE/CD 提案をすべて設計に反映させることとし、当該

VE/CD 提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工予定者の責によらず、上記の VE/CD 提案が実施設計に反映できない場合は、三者協議会に諮り、発注者にて当該 VE/CD 提案とその採用金額の取扱いを決定する。

## 6 VE/CD提案審査及び採否通知

- (1) VE/CD 提案に関して不明点がある場合、メールにより発注者から質疑する場合がある。
- (2) VE/CD 提案は、施工の確実性、安全性、経済性（工事費等削減効果）等の視点を踏まえ、技術提案等のプレゼンテーション及びヒアリング等を通じて採否を判定する。
- (3) VE/CD 提案の採否に際し、審査委員会により VE、CD の区分を変更する場合がある。
- (4) VE/CD 提案の採否通知は、令和 6 年 3 月下旬をめどに VE/CD 提案採否決定通知書により通知する。
- (5) 採用を決定した VE/CD 提案による工事費低減額の合計金額を概算工事費見積書(VE/CD 提案採用前)で提示した概算工事費から差し引いた金額を、VE/CD 採用後の概算工事費とする。

## V章 技術提案

### 1 提出書類の内容等

技術提案は、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期限内に完成することを目的とした提案を行うこと。

#### (1) 提出書類

- ア (様式11A) 技術提案提出書
- イ (様式11B) 技術提案書

#### (2) 記載上の注意事項

- ア 各様式について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、記載欄が不足する場合等には、適宜記載事項を追加すること。
- イ 提出書類は、片面印刷とし、上下左右の余白は30mm程度とすること。
- ウ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。なお、イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。
- エ 技術提案書は、テーマ番号を示した上、A3横サイズ合計6枚以内とすること。

#### (3) 提出期限及び提出先

「I章 4 施工予定者選定の概要 (3)、(4)」による。

#### (4) 提出方法と提出部数

- ア 様式ごとに書類を順番にまとめ、A4縦のファイル(左綴じ)に綴ること。(A3の書類は片袖折りで綴じ込むこと。)
- イ 各様式の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。
- ウ 計10部(ファイル綴りのものを1部、写しとして左上1か所をステープラー(ホチキス等)留めとしたものを9部)及びデータ(提出書類をPDF化し、CD-Rに保存したもの)を提出すること。

### 2 技術提案書の作成

技術提案書は、次に掲げる課題テーマについて作成すること。

#### (1) 【テーマ1】VE/CD提案の全体像

下記の視点を踏まえたVE/CD提案の全体像を示すこと。

- 提案方針(基本姿勢、考え方、提言等)
- 実現可能性
- 積極的なコスト削減 ほか

#### (2) 【テーマ2】実施設計段階の技術協力実施方針

実施設計段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- 施工準備段階としての有効な時間活用
- 的確で迅速な技術協力推進のための参加希望者の体制
- 関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法
- コスト増加を抑制するためのコストコントロール手法 ほか

#### (3) 【テーマ3】基本設計書(案)への改善提案

建築、構造設計及び設備設計を含む基本設計の改善提案として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- 建築に関する提案
- 構造設計に関する提案
- 設備設計に関する提案
- 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・提案
- ランニングコスト等の低減化の提案
- 品質向上や工期遵守に寄与する自社独自技術の活用 ほか

(4) **【テーマ4】 施工段階の実施方針**

施工段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- 施工を円滑に進めるために行う地域・関係者とのコミュニケーション手法
- 近隣及び隣接する既存病院に対する安全かつ環境に配慮した工事計画
- 工事上のポイントや課題及びその対処法
- 本工事の実施予定工程表 ほか

(5) **【テーマ5】 地域貢献に関する提案**

地域貢献に関して、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。また、経済効果が見込まれる場合は、その金額について記述すること。

- 岩見沢市内建設業者の活用
- 市内事業者からの建設資機材の購入計画
- 建設関連以外の市内事業者の活用 ほか

(6) **【テーマ6】 その他（自由提案）**

企業の特徴、強み、付加提案など、本件への貢献が期待できる内容について提案すること。

### 3 技術提案書作成の留意事項

- (1) 優先交渉権者は、技術提案書に記載した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。
- (2) 「【テーマ1】 VE/CD 提案の全体像」を除き、VE/CD 提案の採否結果により成立しない技術提案は記載しないこと。
- (3) 技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (4) 発注者による建設予定地での説明会は行わない。なお、通行車両、歩行者など第三者に迷惑のかけられない範囲で公道から視察することは可とするが、建設予定地への立入りは不可とする。

## VI章 技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

### 1 実施方法

- (1) 参加要請者による提出書類の説明（プロジェクター使用等による15分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による45分程度のヒアリングを行う。
- (2) プレゼンテーションは、技術協力責任者又は監理技術者が、各自で用意したパソコンを用いて提出された技術提案書等により説明するものとし、当日の追加資料等の配布は認めない。ただし、技術提案書等に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングへの出席は、技術協力責任者、監理技術者、技術協力各担当者（建築、構造、電気設備、機械設備、積算）及びパソコン操作者のうち合計5名以内とし、原則として、代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

### 2 実施場所及び日時

実施場所、実施日時及びその他詳細については、参加資格要件審査結果通知書とあわせて別途通知する。

## VII章 概算工事費見積書（VE/CD提案採用後）

### 1 提出書類の内容等

- (1) 提出書類
  - ア （様式12A）概算工事費見積書（VE/CD提案採用後）
  - イ （様式12B）概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用後）
- (2) 提出期限及び提出先

「I章 4 施工予定者選定の概要（3）、（4）」による。

ただし、提出期限についてはVE/CD提案採否結果通知書とあわせて別途通知する。
- (3) 提出方法と提出部数
  - ア 様式ごとに書類を順番にまとめ、A4縦のファイル（左綴じ）に綴ること。（A3の書類は片袖折りで綴じ込むこと。）
  - イ 各様式の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。
  - ウ 計10部（ファイル綴りのものを1部、写しとして左上1か所をステープラー（ホチキス等）留めとしたものを9部）及びデータ（提出書類をPDF化し、CD-Rに保存したもの）を提出すること。



## Ⅷ章 技術提案書等の審査及び評価方法

### 1 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、審査委員会が行う。
- (2) 技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき評価する。

### 2 評価方法

- (1) 各参加要請者の評価点（以下「総合評価点」という。）は、次のア～ウを合計した得点（最大得点：200点）とする。
  - ア 実績の評価点（最大得点：40点）

「別紙1 実績評価基準」により採点し、合計点数を実績の評価点とする。
  - イ 技術提案等の評価点（最大得点：80点）
    - ① 提出されたVE/CD提案書、技術提案書及びヒアリング内容を踏まえ、審査委員会の総合的な評価により判断する。
    - ② 評価点はテーマごとに算出し、各審査委員の評価点の和を審査委員の合計人数で除した値とする。なお、評価点は小数第3位を切り捨て小数第2位まで求めた値とする。
  - ウ 価格の評価点（最大得点：80点）

「別紙2 評価基準」に示す算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨て小数第2位まで求めた値を、価格の評価点とする。
- (2) 評価項目に対する配点  
「別紙2 評価基準」を参照すること。

### 3 優先交渉権者の特定及び最終審査結果通知

- (1) 総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合、VE/CD提案採用後概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。VE/CD提案採用後概算工事費も同額だった場合は、VE/CD提案採用前概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とし、VE/CD提案採用後概算工事費、VE/CD提案採用前概算工事費共に同額だった場合は、該当者によるくじ引きにより決定するものとする。
- (3) 技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングに出席した者（以下「出席者」という。）が1者のみであった場合は、審査委員会による総合評価点の得点率が6割以上で、かつ受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。
- (4) 優先交渉権者の特定後、速やかに、すべての出席者に対し、書面により最終審査の結果を通知する。この場合において、出席者は、当該結果に対する異議申し立て等の行為を行うことはできない。
- (5) 最終審査の結果通知とあわせて、各JV申請書及び概算工事費見積内訳明細書（VE/CD提案採用後）の提出期限について通知する。

### 4 審査結果の公表

優先交渉権者の特定後、次に掲げる事項について、当院HPにより公表する。

- (1) 優先交渉権者及び次点者の名称
- (2) 全出席者の総合評価点
- (3) 審査経過及び全出席者の提案に対する講評（本業務の契約締結後を予定）

## Ⅸ章 三者協定の締結

### 1 概算工事費見積内訳明細書（VE/CD提案採用後）の提出

優先交渉権者は、次に定めるところにより概算工事費見積内訳明細書（VE/CD提案採用後）（以下「内訳明細書」という。）を提出する。

(1) 提出期限

発注者が指定する期日

(2) 提出先

「Ⅰ章 4 施工予定者選定の概要（1）ア」に記載する事務局

(3) 提出方法と提出部数

ア 書類を順番にまとめ、A4縦のファイル（左綴じ）に綴ること。（A3の書類は片袖折りで綴じ込むこと。）

イ 各項目の始めにはインデックスを貼り、わかりやすくまとめること。

ウ ファイル綴りのものを1部提出すること。また、ExcelデータをCD-Rに保存し併せて提出すること。

(4) 留意事項

ア 内訳明細書の項目構成は、概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用後）に合わせること。

イ 内訳明細書は、本業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

### 2 三者協定の締結

(1) 発注者、実施設計者及び優先交渉権者を代表者とする乙型JV（以下「三者」という。）は、以下の内容について確認を行った後、三者協定を締結する。

ア 優先交渉権者から提出された内訳明細書の算出根拠、考え方及び妥当性

イ 内訳明細書に基づく実施設計着手段階での設計グレード

ウ 本業務期間における内訳明細書とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレード及びそのフィードバック方法

エ 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更

(2) 上記の確認において、内訳明細書と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、三者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は内訳明細書の修正を行う。なお、「Ⅲ章 3 概算工事費見積書作成の留意事項（1）」の記載事項については、設計グレード又は内訳明細書の修正対象としない。

(3) 三者は、内訳明細書（修正された場合は、修正後の内訳明細書）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、内訳明細書を基に発注者が決定した合意金額以内での工事の実施に向けて本業務を実施することを合意し、その旨を三者協定書に記載する。

(4) 本業務期間における発注者からの変更指示並びに賃金水準又は物価水準の変動に起因する合意金額の変更については、別途協議の上、再決定するものとする。詳細は「資料4 岩見沢市新病院建設工事に関する三者協定書（案）」を参照すること。

## X章 その他

### 1 資格の喪失に関する事項

参加希望者が次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他、技術提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

### 2 関連書類一覧

様式	書類名	提出部数	サイズ
様式1A	質問書（参加表明に関すること）	1部	A4縦
様式1B	質問書（技術提案に関すること）	1部	A4縦
様式2	参加表明書	10部	A4縦
様式3	暴力団等に該当しないことの誓約書	10部	A4縦
様式4	秘密保持に関する誓約書	10部	A4縦
様式5	会社概要	10部	A4縦
様式6	会社の同種工事等実績調書	10部	A4縦
様式7	配置予定技術者調書	10部	A4縦
様式8	参加辞退届	1部	A4縦
様式9A	概算工事費見積書（VE/CD提案採用前）	10部	A4縦
様式9B	概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用前）	10部	A3縦
様式10A	VE/CD提案提出書	10部	A4縦
様式10B	VE/CD提案総括表	10部	A3縦
様式10C	VE/CD提案書	10部	A3横
様式11A	技術提案提出書	10部	A4縦
様式11B	技術提案書	10部	A3横
様式12A	概算工事費見積書（VE/CD提案採用後）	10部	A4縦
様式12B	概算工事費見積項目表（VE/CD提案採用後）	10部	A3縦
(任意様式)	概算工事費見積内訳明細書（VE/CD提案採用後）	1部	A3縦
別紙1	実績評価基準	-	A4縦
別紙2	評価基準	-	A4縦
資料1	技術協力業務契約書（案）	-	A4縦・A3横
資料2	異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（案）	-	A4縦
資料3	特定建設工事共同企業体協定書（案）	-	A4縦
資料4	岩見沢市新病院建設工事に関する三者協定書（案）	-	A4縦
資料5	岩見沢市新病院建設工事実施設計技術協力業務 業務仕様書（案）	-	A4縦
資料6	基本設計書（案） ※別途配布	-	A3横

提出書類について、内容をPDF化し、CD-Rに保存したものを併せて提出すること。